

# 身体的拘束等適正化のための指針

一般社団法人 杜の都福祉事業団

ゼルコバ

## 1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

## 2. 根拠となる法律

### （1）障害者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 基本方針

### （1）当法人（事業所）内での共通理解

- ・身体拘束の防止に努めます。

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- 屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

### （2）研修の実施

- ・定期的な教育や研修（年 1 回）を実施する。
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

### (3) 委員会の実施

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

### (4) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由などを記入する。

### (5) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

### (6) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。

4. 指針の閲覧について 当法人（事業所）の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に 閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにします。

付則 令和 4 年 4 月 1 日より施行する

身体拘束に関する説明書・経過観察記録  
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1 あなたの状態が下記の条件をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。

2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

- 利用者本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による  
拘束の必要な理由

身体拘束の方法  
〈場所、行為(部位・内容)〉

拘束の時間帯及び時間

特記すべき心身の状況

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

代表者 印

記録者 印

(利用者・御家族記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 印

(本人との続柄 )